

# 令和7年度 保存版

令和7年4月11日

保護者の皆様

京都市立朱雀第四小学校

校長 岡西容美

## 地震に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

学校所在の中京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

記

### 1 登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、「すぐーる」配信・学校ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

### 2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまで学校に留め置き、通学路の安全状況に十分配慮し、帰宅については保護者への引き渡し帰宅とします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。